

○令和8年3月24日（火）

開議 午前10時01分

閉会 午後3時11分

○出席委員（30名）

委員長	高橋	ひでとし
副委員長	高木	ひろたか
委員	横山	啓一
委員	いしかわ	まさき
委員	笠井	まなみ
委員	あべ	なお
委員	中村	みなこ
委員	江川	あや
委員	上野	和幸
委員	植木	だいすけ
委員	駒木	おさみ
委員	皆川	ゆきたけ
委員	たけいし	よういち
委員	石川	まさゆき
委員	沼崎	雅之

委員	まじま	隆英
委員	高橋	紀博
委員	品田	ときえ
委員	塩尻	英明
委員	中野	ひろゆき
委員	えびな	安信
委員	石川	厚子
委員	能登谷	繁
委員	高見	一典
委員	金谷	美奈子
委員	高花	えいこ
委員	中村	のりゆき
委員	安田	佳正
委員	松田	卓也
委員	杉山	允孝

○欠席委員（2名）

委員	小林	ゆうき
----	----	-----

委員	菅原	範明
----	----	----

○出席議員（1名）

議長	福居	秀雄
----	----	----

○説明員

市 長	今 津 寛 介	福祉保険部長寿社会課長	宮 川 浩 一
副 市 長	菅 野 直 行	福祉保険部障害福祉課長	水 上 明 子
副 市 長	梶 井 正 将	子育て支援部長	向 井 泰 子
総合政策部長兼総合政策部市長室長	熊 谷 好 規	健康保健部長	山 口 亮
総合政策部次長	高 橋 慶 太	環境部長	太 田 誠 二
総合政策部次長	小 澤 直 樹	経 済 部 長	三 宮 元 樹
総合政策部財政課主幹	今 田 秀 人	観光スポーツ部長	菅 原 稔
総合政策部広報広聴課長	吉 田 昌 史	観光スポーツ部スポーツ施設整備課長	川 原 久 明
いじめ防止対策推進部長	石 原 伸 広	観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹	大久保 啓 子
行財政改革推進部長	浅 利 豪	農 政 部 長	林 良 和
行財政改革推進部公共施設マネジメント課長	今 野 修	建 築 部 長	岡 田 光 弘
女性活躍推進部長	片 岡 晃 恵	土 木 部 長	富 岡 賢 司
地域振興部長	三 宅 智 彦	消 防 長	河 端 勝 彦
総 務 部 長	土 岐 尚 義	教 育 長	和 田 英 邦
防 災 安 全 部 長	内 村 充 彦	学 校 教 育 部 長	坂 本 考 生
税 務 部 長	金 澤 匡 貢	社 会 教 育 部 長	田 村 司
市 民 生 活 部 長	樽 井 里 美	水 道 事 業 管 理 者	佐 藤 幸 輝
福 祉 保 険 部 長	川 邊 仁	上 下 水 道 部 長	幾 原 春 実
福祉保険部保険制度担当部長	高 田 敏 和	市立旭川病院事務局長	木 村 直 樹

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	稲 田 俊 幸	議事調査課書記	高 橋 理 恵
議 会 事 務 局 次 長	林 上 敦 裕	議事調査課書記	朝 倉 あゆみ
議 事 調 査 課 主 査	信 濃 孝 美	議事調査課書記	桐 山 未 悠
議 事 調 査 課 主 査	岡 本 諭 志		

○高橋ひでとし委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ30名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、小林、菅原両委員から欠席する旨の届出があります。

本特別委員会に付託を受けております各号議案27件につきましては、総務経済建設、民生子育て文教両分科会でそれぞれ分担し、質疑を行ってきたところでありますが、3月19日に、両分科会委員長から、分科会における質疑が終了した旨、またあわせて、両分科会において総括質疑の申出があった旨の報告がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、これより総括質疑に入るわけですが、発言される際は、必ず委員長の許可を得た上で発言されるようお願いいたします。

また、理事者においては、明確に職名をもって発言の許可を得られますようお願いいたします。

なお、理事者からの反問につきましては、その趣旨を説明の上、発言の許可を得ることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号ないし議案第40号の令和8年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上27件を一括して議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

御質疑願います。

○石川厚子委員 おはようございます。

寿バスカード交付時負担金の改定についてお伺いいたします。

分科会では、この間の寿バスカードの経緯についてお尋ねしてまいりました。平成17年度までは、自己負担100円で乗車できるワンコイン方式としてバスカードを無料で発行しておりました。それが、平成18年度からは、現在と同様、カードの発行に当たり、一般は2千円、身障者は1千円を負担することとなりました。そのため、平成17年度の交付者数3万9千261人から、平成18年度は2万9千99人と1万人以上減りました。

寿バスカードの交付時負担金を3千円または4千円にすることによって、カードの交付者数が減り、さらにバス利用者数が減るのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 寿バスカード交付時負担金についてであります。改正額の設定に当たり、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方はこれまでと変わってございません。

そのため、それ以上の頻度で路線バスを利用する方は経済的なメリットが生じますが、一方で、比較的、利用区間が短い場合などはメリットが生じにくい状況も生じるほか、負担金の引上げに対する捉え方もあるかと思われますので、寿バスカード交付者数の動向に影響が生じる可能性はあるものと認識しております。

なお、バス利用者数への影響につきましては、その分も含めて現時点では申し上げられませんが、今後、交付時負担金改定後の影響について、バス会社と意見交換を行ってまいります。

○石川厚子委員 バスの利用者数については分からないが、寿バスカードの交付者数は減る可能性

があるとの答弁でした。

寿バスカードの交付時負担金の値上げに反対する署名が1千864筆寄せられました。さらに、パブリックコメントには108件の意見が寄せられ、そのうち90件が値上げに反対するものでした。

大綱質疑では、このことに対する受け止めをお聞きしましたが、署名やパブリックコメントの結果をどのように反映させたのか、お示しいただきたいと思います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 寿バスカード交付時負担金の改定額につきましては、平成18年度に導入したときの算出の考え方に基づき、これまでのバス運賃の改定を反映した4千円とし、市民意見提出手続において、令和8年度及び令和9年度の2か年度での改定案をお示ししたところではありますが、署名活動の内容のほか、市民意見提出手続にお寄せいただいた御意見や審議会からの答申に対してより丁寧な対応を図るため、今回の条例改正案においては3千円への改定のみを規定したところでございます。

今後、利用者数への影響や、利用者、市、バス会社の負担割合の動向等を把握するためにも、一定期間、その額を継続してまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 一定期間は3千円を維持したいとのことですが、ホルムズ海峡の封鎖による影響などでガソリン代が驚くほど上がっています。これが近いうちにバス料金に反映させられる可能性も出てきます。何よりも、自治体財政は単年度予算です。

旭川市立地適正化計画の目指すべき都市像には、誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市と記されております。

そこで、市長にお尋ねしますが、寿バスカードの交付時負担金の値上げはすべきではない、このように思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○今津市長 今回の寿バスカード交付時負担金の改定につきましては、特に、利用者と市の負担のバランスを図ることによって制度を安定的に継続するために必要な取組であり、改定の進め方についても、一定期間、3千円を継続し、利用者の負担感の緩和に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○石川厚子委員 以上で、私の質疑を終わらせていただきます。

○高橋ひでとし委員長 質疑者の交代をお願いします。

御質疑願います。

○能登谷委員 テレビ広報番組の予算削減と手話等の情報発信について伺ってきたいと思います。

新年度、令和8年度の広報に係る経費が1億7千198万9千円、うち、テレビ広報番組は300万円となっています。

一方で、今津市長就任前の予算、令和3年度は1億3千514万1千円、うち、テレビ広報番組は975万円でした。5年前と比較すると、広報費全体は約3割増加していますが、テレビ広報番組は約7割の減額、残ったのが約3割となっています。このあおりを受けて、広報番組マイタウンあさひかわが今月で終了となりました。

マイタウンあさひかわは、手話つき、字幕つきの情報番組で、一般の放送とは違う役割も持っています。視聴率だけでははかれない、情報弱者への発信を担っています。ユーチューブなどのSN

Sを活用できない方々にも情報を届けています。

3月の番組では、これで終了ですと収録していましたが、市に言われ、その部分はカットしたようです。制作会社は、お別れも言えずに終了したことを大変心苦しく感じています。

予算を7割もカット、番組を終了、なぜ、このような乱暴な方法でばっさり切るのか、市の考え方を伺います。

○熊谷総合政策部市長室長 広報の取組全体を強化する中、テレビ広報番組につきましては、視聴率の低下に加え、市民アンケートでもその期待は低くなっており、かねてから課題として認識し、時間帯の変更など、放送局とより効果的で魅力的な番組とする手法について協議してまいりました。

こうした中、これまでの日曜日早朝の15分番組ではなく、平日日中の時間帯に30分番組を年数回放送といった御提案をいただき、より効果的なものとなるよう、現在、番組のテーマや内容を含めた詳細について協議を行っているところでございます。

○能登谷委員 分科会では、一般社団法人旭川ろうあ協会と株式会社北海道録画センターとの連名で旭川市広報番組マイタウンあさひかわの存続に関する要望書が届き、市民意見の窓口である旭川未来創造ポストには、放送継続を求める内容の意見が64件届いたことが明らかになりました。

ろうあ協会や視覚障害の方々には何の相談もない、地元の仕事づくりにも配慮がない中で、様々な意見が寄せられました。情報弱者に対する行政情報のアクセシビリティを保障すべきだという意見が多数ありました。

市は、行政情報のアクセシビリティをどのように認識し、実践しようとしているのでしょうか。何より、新年度は手話条例制定10周年の記念の年であり、手話の普及と促進に力を入れるという市長の市政方針に反する所業ではないでしょうか。市長の見解を伺います。

○今津市長 手話は言語であるとの認識の下、旭川ろうあ協会から要望をいただき、実現をした全国手話劇祭の誘致、手話言語の国際デーに合わせたブルーライトアップの実施、定例記者会見での手話通訳など、普及啓発や理解促進に努めてまいりました。

新年度は、手話条例制定10周年の節目の年でもありますので、映画上映や講演会など、記念事業を通じ、市民の皆様とともに手話についての理解を深め、普及に向けた取組をさらに進めてまいります。

市民の皆様が必要な行政情報にアクセスすることができる環境は重要でありますので、引き続き、テレビ、ラジオをはじめ、ソーシャルメディアやウェブサイトといった様々な媒体を活用した情報発信に努めてまいります。

○能登谷委員 大綱質疑では、石川厚子議員の新年度も継続するのかという質疑に対して、市は、実施に向けて検討するという答弁でした。いろいろ検討しているとしても、大綱質疑の時点では、予算はカットし、マイタウンの終了は決まっていたわけです。その後、分科会で聞いても検討中のままでした。

もうすぐ新年度です。新年度予算を今審議していますから、方向を示すのは今しかありません。マイタウンあさひかわは、4月からも継続するのか、しないのか、明確にお答えください。

継続しないが、別の方法にするというのであれば、早急に関係者と相談する必要があると考えますが、手話つき、字幕つきのテレビ情報番組の方向性について、市長の見解を伺います。

○**今津市長** 来年度につきましては、4月の放送とはなりません、引き続き、手話や字幕を取り入れ、マイタウンあさひかわの特別番組として継続する方向で協議を行っているところであり、より多くの方に御覧いただける番組となるよう努めてまいります。

○**能登谷委員** それこそ10周年の節目のときですから、イベントや企画、記念行事なども結構なんですが、やはり、日常的に手話を普及促進させるというその努力が私は必要だと思いますし、情報番組の役割も高いと思いますので、ぜひ復活させて進めていただきたいということをおきたいと思います。

この部分については、これで終わります。

続いて、花咲スポーツ公園新アリーナの整備の必要性と募集要項との妥当性について伺います。

花咲新アリーナの質問をする上で、榊井副市長の反問権行使によって、18日から19日にかけて丸1日近く分科会が止まったことを避けて通ることはできません。

榊井副市長は、私の花咲新アリーナの建設費等についての質問の中で反問権を行使しました。しかし、実際には、事前に調整を終えていて、そのとおりの質問をしたにもかかわらず、反問を受けたわけです。私は、質問の背景を丁寧に説明し、答弁も行われましたが、驚いたことに、事前に担当者が用意したとおりのものを早口で読み上げました、多少、前振りはありましたが。そうであれば、最初から質問の趣旨が理解できていたし、答弁も可能だったのであり、反問権の行使は必要なかったため、私は反問権の撤回を求めました。

榊井副市長は、私に対する暴言だけは謝罪し、撤回しましたが、反問権は撤回しませんでした。それでも、委員長、副委員長が汗をかいて、親委員会の委員長も登場しながら、何とか予定どおりの日程で質疑を終了しようと努力されていまして、私が折れて質疑が再開することになりました。今回のポイントは、突然聞いたことに反問されたわけではないということです。質問と答弁の調整ができていたものに食いつかれたわけですから、これは、発言妨害以外の何物でもないと感じました。

しかし、週末、落ち着いて考えてみると、榊井副市長は、答弁調整などはすべきではないという教訓を示したんだなということに気づきました。さすが、国交省から来た人はレベルが高いなと前向きに捉えることができました。これは、榊井副市長の最大の功績だと言えます。これもBeyondあさひかわの一環なのでしょうかね。

したがって、今後は、榊井方式で質疑を展開したいと思います。そうは言っても、必要な項目は提示していますので、安心してください。

それでは、早速、財政負担と財政規律の関係から、新アリーナの問題、聞きたいと思います。

今津市長は、昨年の市長選挙のとき、花咲新アリーナ建設について、民間主体の整備を検討し、施設は非保有にして、条件次第で建設時の市の負担はないという趣旨の発言をされました。

その当時、市が多額の使用料を払うことは把握されていたと思いますが、条件次第で建設時の市の負担はないとは具体的に何を指していたのでしょうか。

また、市長は市が使用料を払うことはいつ把握したのかも含めて、併せてお示しいただきたいと思います。

○**今津市長** 提案者からの提案時において、建設時の市の負担はないということをおっしゃいます。

非保有方式の決定時においては、使用料の支払いについて一定程度必要となることは、担当部局から説明は受けており、承知をしていました。

○能登谷委員 提案者の意見をそのまま発言していて、市の意見としてオーソライズされたものではない、ただ、使用料を払うことは、一定程度、担当者から聞いていたというような趣旨ですね。

それでは、具体的に年間4億3千800万円の使用料が必要になることは、市長はいつ把握されたのかも聞かせたいと思います。

○今津市長 提案上限額については、募集要項の策定の段階で担当部局から説明があり、承知をしていたところです。おおむね1月下旬ではないかと思います。

○能登谷委員 それだと、私たちが聞いたときと大して変わらない、少し早いかもしれませんが、ということだなと思います。

それでは、募集要項を修正するということで、30年間から最大65年間になれば、債務負担行為の設定も変わります。分科会では、財政規律上の課題があることが分かりました。

市の借金、市債の観点では耐用年数までであり、実際に旭川市のこの新庁舎の場合は30年間と定められています。花咲新アリーナの場合は、法令の定めがない、市が所有しないから何でもよいということにはなりません。

年間4億3千800万円の使用料、最大で65年間、約256億6千万円となる中で、公共施設に準じる総合的な検討が必要なのではないでしょうか。

○熊谷総合政策部長 債務負担行為についてであります。

債務負担行為は、将来にわたって債務を負担する行為であるため、一般的には期間が長くなるほど財政運営の見通しが立てにくくなるため、長期の債務負担行為は財政的リスクが高まるといった課題があると考えており、そうした点も考慮して債務負担行為の期間及び限度額を検討してまいります。

○能登谷委員 今月13日の北海道新聞の1面トップでは、道内市町村の実質赤字が報道されました。2024年度決算で赤字が大きかった自治体、この3番目で旭川市が紹介され、実質単年度収支がマイナス15億4千600万円と報じられました。

これらは、当然、今後の大規模事業にも大きく影響すると考えられますが、市はどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 令和6年度普通会計の実質単年度収支は、マイナス15億4千604万5千円で、この主な要因は、物価や人件費の上昇に伴う経常的経費の増加等により、財政調整基金を20億円取り崩したことに由来するものであります。

財政調整基金の残高については、令和6年度末で63億円となり、令和7年度末で70億円、令和8年度末で62億円を見込んでおり、一定の規模を維持しておりますが、今後も安定的な財政運営を続けるため、引き続き、歳入歳出の両面から財政の健全化を進めていく必要があると認識しております。

○能登谷委員 財政健全化を進めなければならない事態だということは間違いないですね。

30年から65年に変更になった時点で、大きな変更ですから、観光スポーツ部長までの決裁では不十分ではないでしょうか。公共事業等調査にかけるなど、財政的な観点も入れて総合的な判断が必要だったのではありませんか。

○熊谷総合政策部長 65年は事業者に新アリーナを供用していただく最長の事業期間であり、必ずしも本市が債務を負担する期間と一致するものではないため、財政負担については、今後、事業者から具体的な提案があった時点で、将来の財政見通し等から十分な検討を行い、判断してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 今の答弁ですと、仮に事業が65年間続く場合でも、市の債務負担行為は例えば30年と設定することもあり得るということになるのでしょうか。

そうしますと、使用料4億3千800万円は変更する、減価償却もありますからね。使用料の年額はどのようになる見通しと思われるのでしょうか。

○熊谷総合政策部長 繰り返しになりますが、事業期間は事業者に施設を供用してもらう期間であり、債務負担行為は市の費用負担の期間であるため、事業者からの提案内容によっては期間が異なる場合もあると認識しております。

使用料の見通しでございますが、事業者からの具体的な提案がない状況におきましては、今は難しいところでございます。

○能登谷委員 提案を聞かないと分からないということのようです。

いずれにしても、事業者の提案を受けてから判断することになるということなんだろうが、そのとき、全庁的な検討をする組織は設定されているのでしょうか、それぞれお聞かせください。

○熊谷総合政策部長 事業者からの提案後、選定委員会で優先交渉権者を決定し、市は、優先交渉権者と協議しますが、最終的には事業者の最終決定は市が行うことになります。

その判断の過程におきましては、観光スポーツ部のみならず、総合政策部、さらには行財政改革推進部など関係部署が集まった全庁的な会議は必要に応じて実施するべきと考えているところでございます。

○能登谷委員 行政改革の観点でも伺います。

花咲新アリーナは、民間が所有するものであり、公共施設等総合管理計画の対象外とのことです。

一方で、行革が様々な施設の統廃合や施設の集約化などを検討しているときの趣旨はどのようなものになるのでしょうか。人口減少や利用者のニーズなど、長期的な視点で公共施設の管理や整備を考えているのではないのでしょうか、お聞かせください。

○浅利行財政改革推進部長 本市におけます市有施設の統廃合・集約化検討の趣旨につきましては、中長期的な視点を持ち、今後の人口動向や市民ニーズに応じた公共建築物の最適な配置、さらには、施設の長寿命化及び維持管理の適正化などを進めることによって、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくこと、さらには、更新等に係る財政負担の軽減、平準化を図るためとしております。

○能登谷委員 人口動向や市民ニーズにも応じて考えていかなきゃならぬということで、将来的な負担軽減、平準化を図るということですね。

それで、旭川市の人口ビジョンはどうでしょうか。花咲新アリーナは、2030年に完成して、その後30年では2060年になります。65年後となれば2095年、それぞれの時期の人口はどのように推計されているのか、お示してください。

○熊谷総合政策部長 令和7年3月に改訂いたしました旭川市人口ビジョンに基づきますと、20

40年に合計特殊出生率が2.087に段階的に増加し、純移動率が段階的にゼロに収束すると仮定したパターン④においては、2060年が21万5千689人、2095年が17万7千975人と推計しております。また、合計特殊出生率及び純移動率が2019年から直近の2023年及び2024年までの平均値で将来も継続したとする場合のパターン①では、2060年が17万4千662人、2095年が7万7千533人と推計しております。

○能登谷委員 相当、人口減少を食い止めるために手いっぱい努力した場合がパターン④と、今の状況でずっと行ってしまったときがパターン①と、①、②、③、④とありますけども、その差は相当激しいなと思いますね。

それで、人口が多く残るだろうという見通しであるパターン④でも、30年後の2060年は21万6千人ほど、65年後の2095年は17万8千人ほどという推計と聞きました。

人口が減っても体育施設の需要だけ伸びるのは考えにくいことですが、これらの人口減少について、花咲新アリーナの建設計画に反映されているでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 花咲新アリーナの計画に人口推計は反映させておりません。

新アリーナについては、今後の市のスポーツ振興と地域活性化のためにも必要な施設と考えており、スポーツ振興のための市の事業実施やプロスポーツを身近に見ることによる興味の喚起などにより、スポーツ実施率向上やスポーツ大会利用につなげることで施設を利用していただけるものと考えております。

○能登谷委員 花咲新アリーナの計画には人口推計が反映していないという驚くべきことが分かりました。

人口減少を食い止めるために最大の手を打ったとしてもパターン④で、今年1日の31万1千467人に対して、2060年で69%へ減少、2095年度では57%へと激減していく推計となっています。それに対し、単なる希望的観測で、施設利用が伸びてほしいとか、若者の地域定着を期待しているとかというのは、行革でばさばさ切り捨てていることとはあまりにもかけ離れた対応ではありませんか。

そこで、市長に伺います。

昨年の市長選挙の討論会で、人口減少の中で、将来的な維持費の負担が適切か、また、複数の施設建設が相次ぐことで財政破綻を招きかねない、計画を見直すべきという趣旨の討論がありました。また、それを聞いていた有権者の、人口が減る中、多額の予算をかけて建て替える必要があるのかという声が、北海道新聞で報道されていました。

市長は、このとき、花咲新アリーナの計画に人口推計が反映していなかったことを御存じだったのでしょうか、お聞かせください。

○今津市長 人口推計の反映状況については具体的に承知しておりませんが、人口減少が進んだとしても大会や市民利用のニーズは大きく変わらないと考えております。

東光スポーツ公園の複合体育施設は、現総合体育館がある状況でもスポーツ施設が不足している状況から整備をすることとし、整備に向けた取組を行ってきました。総合体育館の建て替えによる新アリーナの計画においても、スポーツ施設が不足している状況が現状のスポーツ施設の利用状況やスポーツ団体のアンケート等からも挙げられており、東光複合体育施設と花咲アリーナの2館でスポーツ需要を満たす必要があるとの整理をしております。

○能登谷委員 人口減少のことは承知していなかった、だけど、スポーツのニーズは変わらないんだということでした。

それで、実際に、じゃ、スポーツのニーズはどのように把握しているのかっていうことも分科会で討議がありましたので、そちらのほうに行きたいと思います。

民間事業者が所有する花咲新アリーナに、市が220日分、年間4億3千800万円の使用料を支払う想定になっています。分科会質疑では、その積算根拠が明確ではありませんでした。体育施設の需要が明確でない、市内には様々な体育施設がありますが。スポーツ実施率が向上していますが、必ずしも体育施設の需要とは連動していない。学校部活動の地域展開で使用する分は、現在、市民意見をいただいている最中ですから、今後明らかになっていきます。

確かに、いろいろ見ていると伸びるような気がするんですが、しかし、これまで示されたいろんなデータの中では、必ずしもそれが伸びていくということは、根拠としては明確ではなかったです。

このままでは積算根拠が分からないということになりますので、市民に分かるようにその根拠をしっかりとお示しいただきたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 新アリーナについて市が公共利用として必要と考える新アリーナ活用事業について、年間220日程度を想定しておりますが、こちらの根拠についてであります。

その考え方につきましては、現状の利用実績等を踏まえながら、将来的な政策課題の実現に向けて3つの利用を想定し、まず、1点目ではありますが、市民の日常的個人利用として市民のスポーツ実施環境を確保するため、現総合体育館の一般利用が開館時間の約35%であり、花咲新アリーナにおいても、この一般利用時間を確保しつつ、今後のスポーツ実施率の向上を目指すことや、新アリーナ供用開始時における学校部活動の地域移行の際の活動場所確保の観点から、開館時間の約40%、日数にすると年間約140日を想定したところであります。

2点目であります。スポーツ大会を目的とした施設利用でスポーツ団体等からアンケート、ヒアリングを行い、東光スポーツ公園複合体育施設が完成した場合でも希望どおりの開催ができない大会の開催場所を確保するため、不足分60日を想定いたしました。

3点目であります。市の事業ほか、コンベンション利用で現在実施しているスポーツ推進事業や、新アリーナができることで新たな利用も想定し、20日間の確保を想定しており、年間220日程度という根拠としております。

○能登谷委員 市長は、市民ニーズは変わらないんだとおっしゃっていましたが、変わらないんじゃないくて、これから増えるんだということなんですよ、担当の今の答弁では。

開館時間の35%から40%に利用率を引き上げる根拠が、そうは言っても明確ではないと思います。多分、増えるということですよ。将来的なスポーツ環境のためという気持ちは分かりますが、具体的ではない。

一番の問題は、マイナス要素が計算されていないのではないかと。特に、先ほど言う人口減少の影響が計算されていません。そこまでいなくても、東光複合体育施設ができるわけですから、同時に、そこに移動する分がゼロなわけではないでしょう。だから、マイナス部分がない中で増える、増える、増えると言っても、今のままでは根拠が薄弱ではありませんか。

○菅原観光スポーツ部長 220日の積算根拠につきましては、先ほども答弁させていただいてお

りますけれども、東光に移動する分がゼロではないのではないかと御質問でございます。

先ほど市長からも答弁させていただいておりますけれども、現総合体育館の建て替えによる新アリーナの計画においても、スポーツ施設が不足している状況がございまして、東光複合体育施設と花咲新アリーナの2館でスポーツ需要を満たす必要があると考えております。

○能登谷委員 それから、分科会でももう一つ疑問なことは、東光複合体育施設と同時期の2030年度までに何が何でも建設する理由が見当たりません。

耐震が問題であれば、どんちょうが落ちて危険な状態の市民文化会館の建て替えが先ではないでしょうか。市民団体とも、長い間、協議を続けてきている課題です。

それでも、どうしても早く安全を確保したいと思うのであれば、まずは東光複合体育施設に機能を全部移して、それでも不足するというのであれば、次の施設の検討に入ればよいのではないのでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 花咲新アリーナについては、早期に安全なスポーツ実施環境を整備することを目的に、令和5年度に策定した花咲スポーツ公園再整備基本構想において最速のスケジュールを示し、それに基づいて取組を進めているところであります。

○能登谷委員 2030年度までに東光複合も花咲新アリーナも同時に造りたい理由は、ヴォレアス北海道のSVリーグとの関係しか残らないのではないのでしょうか。

そのヴォレアス北海道が他都市に移転する話が報道されています。また、19日の北海道新聞では、債務超過1億円でSVリーグの基準を満たさないため、2026年度、2027年度のSVリーグのライセンスは継続審議になったままと報道されていました。

ヴォレアス北海道が移転したり、SVリーグから外れたときはどうするおつもりなのでしょう。年間33日借りてくれる想定で計画を立て、そのために2030年度までと建設を急ぐ理由が、今、崩れているのではないのでしょうか、お答えください。

○菅原観光スポーツ部長 まず、ヴォレアスの移転、もしくはSVリーグからの降格についてであります。

これにつきましては、現在、ヴォレアス北海道のほうから詳細については説明をいただいていないところでありますけれども、SVリーグから降格いたしましても、SVリーグに参加しながら下部のリーグで参加するということも可能だというふうに聞いておりますし、債務超過の部分につきましても、市としてもヴォレアス北海道の動向について注視をしてまいりたいというふうに考えております。

ヴォレアス北海道につきましては、本市の唯一のプロスポーツチームでありますし、プロバスケットボールリーグのBリーグやWリーグ、こういったプロスポーツも現在の総合体育館において試合を行っていただいておりますし、多くの皆様にプロスポーツの本来の魅力をより楽しんでいただくためにも早期の整備が必要というふうに考えております。

○能登谷委員 移転すると、なくなってしまうか、僅かな数しか残りませんよね。それから、SVリーグでなくなったら下部でも残ると言っていますが、そのときは5千席のアリーナは必要ないんですよ。2030年度と5千席のどうしても理由は、ヴォレアス北海道のSVリーグにとどまるということしかないはずなんです。それでも、急いで2030年度までに建設をしなければなりません。

○菅原観光スポーツ部長 ヴォレアスの移転、それから下部リーグへの降格ということもありましたけれども、ヴォレアス北海道が旭川に根づいて、より多くのファンを獲得しながらチーム力を高めていって、SVリーグに昇格する、あるいは、債務超過を解消していくということを本市としても期待しているところでありますので、2030年度中の完成に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 募集要項が修正されたりしながら来ているわけですが、事業者も今のままでは見通しを立てることができないのではないのでしょうか。

分科会では、市が払う220日分、4億3千800万円の使用料は毎年協議で変更できるとの答弁でした。事業者から見れば、毎年の収入の見通しがつかない事態になるのではないのでしょうか。

それでも、350日のうちの220日を市が借り上げる想定であり、市の使用料が運営費のおよそ3分の2を占めるわけですから、途中で、分科会で150日でもいいんじゃないかという意見もありましたけど、150日にすると言われても計画が狂いますよね。

そもそも、長期の事業計画を立てることが難しくなるのではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

○今津市長 募集要項等に示した条件により、事業者が収支計画も含めた事業計画を立てることとなりますので、この条件での事業提案が難しければ、事業者から、募集要項案等に関する個別対話や募集要項等に関する質問の受付において意見や質問があるものと考えております。

しかし、これまでの個別対話や質疑応答において、そのような意見、質問はないことから、事業提案をしていただける事業者があると期待をしております。

○能登谷委員 期待してもいいんですけども、総合的な判断をしていただかないと、提案どおりということにもいかないうふうというふうに思います。

今、どこの市町村も財政が厳しい状況になっています。なぜ厳しいかは多く語りませんが、小泉構造改革以来の三位一体構造改革で始まって、アベノミクス以来の国からの税配分の減少、地方創生と言いながら、実際には、交付金やいろんなものが、交付税などいろいろ減らされて、市に入る税収が減っているのが実態です。そこにコロナもあって、病院経営の悪化など、市の財政も圧迫し続けている実態があるのではないのでしょうか。だから、行財政改革を実行しながら、既存施設であっても統廃合や規模の縮小をしなければならない旭川市の実情となっています。人口減少の影響や利用者のニーズも厳しくチェックされているのが実態ではないのでしょうか。

市民向けには、使用料、手数料の引上げも検討しなければならない、ごみ袋の値上げも検討されているという状況、先ほども質疑、答弁がありましたが、寿バスカードも引上げで2千円から3千円へ負担が上がっていくという、そういう状況の中で、市民にはなかなか冷たい内容になっていると思います。

そんな中で、花咲新アリーナは、巨額の使用料が市民負担になり、事実上は公共施設に準ずる施設でありながら、民間だからチェックを逃れて自由に建設するということになれば、市の財政はますます厳しくなるのではないのでしょうか。この手法で、民間だからといって2つも3つも建設されたら、使用料破綻になりかねません。

また、市が自ら策定している人口推計も反映されない、利用者の需要も、今日聞いた中でも明確

ではない、使用料の積算根拠も不明確、30年から65年に変更するときには財政も含めた総合的な検討もない中で、全ては事業者提案によって検討する、あなた任せの計画になっているのではないかと感じますが、こういう中でも、あまりにも、行財政改革が進められている内容と花咲新アリーナで取り組もうとしている内容、バランスが欠けると思うんですが、最後に市長の総合的な見解を伺いたいと思います。

○**今津市長** 今日は、御質疑いただきまして、ありがとうございます。

そもそも今回の新アリーナ計画でありますけれども、平成28年4月に改定されました東光スポーツ公園基本計画によりまして、東光スポーツ公園の複合体育施設と花咲スポーツ公園の総合体育館、2つの体育施設で不足している市民のスポーツニーズに対応することが決定しておりました。

ただ、財政的な状況などもあり、着手時期が先送りになっておりまして、いわゆる塩漬けになっておりましたことから、私の1期目就任と同時に、この課題を解決したい、ただ耐震化するのがいいのか、あるいは、未来に向けた投資としていくのがいいのか、そのいろんな様々な検討を進めてきたところであります。

その際、単なる従来どおりの改修ではなく、まちづくりの拠点とすることができないかということとを花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースにおいて検討いただいた結果、プロフィットセンターの機能についての提案があり、新アリーナの整備について現在まで進めてきたところは委員も御承知のとおりでございます。

また、今後の経費の比較なども私どもは委員会などでも説明をさせていただいておりまして、現在の総合体育館を従前どおり耐震化して大規模改修した場合は改修費45億円、そして、その結果として、現在の総合体育館が耐震化されて35年程度の期間しか使えないということでもあります。

そして、アリーナを新設する場合は、本体の建設費に関しては、これはもう、民間の人が調達をして投資によって建設されるということではありますが、私たちは何をするかというと、現総合体育館の解体費及び駐車場の整備、これに約46億円ということで、大規模改修をした場合もアリーナを新設する場合も市の負担についてはほぼ同額ということでもあります。

一方で、耐震化をしてそのまま35年使うのか、あるいは、アリーナを新設して、経済効果10億円から30億円とも言われるような、こういった様々なコンサート、あるいはイベント、そしてスポーツの大会、あるいは、昨年行った菓子博のような、ああいったものを行うことによって地域を活性化するのか、どちらがいいかという判断の中において、我々としては、有識者の意見の、皆さんのも聞いて、アリーナを新設するほうが地域の経済の活性化に資するのではないかと考えたところであります。

また、同時に、東光との役割分担もしっかりと示していくという説明はこれまでもしてまいりました。

また、同時に、例えば、令和6年度、総合体育館に関しましては約20万人の皆様がこの施設を利用されているところでありまして、市民の皆様方、あるいは市外の皆様方の安心と安全を守っていく、早急に対策をしていく必要があるというふうに思っております。

また、この新アリーナは、スポーツ王国旭川の象徴というわけではなくて、健幸福祉都市にも資することができる、あるいは、先ほど申し上げましたようなイベントなども関連することによって、まさに未来への投資効果があるものだというふうに私どもとしては受け止めているところでござ

ざいます。

また一方で、先ほど来、委員が御心配をされております様々な財政的な課題もございます。こういった公共事業で建設すると、どうしても、そういった福祉の予算、あるいは障害費に関する予算、こういったものが減らされるのではないかと御心配をいただくのはごもっともでございます。こういった御不安がないように、今までどおり、できる限りそういった弱者支援も行っているながら、しかし、弱者支援だけをやっていて、まさに、この地域から若い人がいなくなっていく、様々なイベント、コンベンションも行われませんから、市外からお金を獲得することもできなくなっていく、まさに、私たちがやっていることは、未来の子どもたち、未来のお年寄りを守っていく、福祉を守っていくために、今回のアリーナの建設を進めようとしているところでありますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

今後も、しっかりと、私たちは、これから事業者の提案を受けまして、委員の御心配が少しでも解決されるように説明責任を果たしていきたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

○能登谷委員 詳しい御答弁をいただきました。

塩漬けの話がありましたが、長年の課題で塩漬けなんだということもありますけど、塩漬けで言えば、文化会館は、相当長い間、塩漬けですよ。これは菅原市政のときですから、西川市政を飛び越えて。当時、複合文化施設みたいな構想があって、3館合築、文化ホールも新しくするし、科学館も新しくする、そして、公民館の中央機能、この3つの機能を1つに。なので、エントランスとかホワイエは1つにしながら3つに分かれた施設がいいんだということで、これは、計画が相当煮詰まっております、市民も参加しながら。だけど、菅原市長はとにかく科学館だけ先にやってしまえということでやってしまったという中で、残ってしまいました、文化会館も公民館の中央機能もね。そういう歴史の中にあります。

今日いろいろ聞いた中でも、やっぱり分からないことが多いです、率直に言ってね。財政的なことは特に分からない。利用者のニーズも分からない。人口減少の中で本当に大丈夫なのかということも払拭できませんでした。残るのは、民間事業者だけが潤って、市民の負担はますます増えるばかりになってしまわないのかという懸念が拭い去れません。

なので、花咲新アリーナについては、一旦立ち止まって検討し直す必要があるのではないかと、いうことを指摘して、総括質疑を終えたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 以上で、総括質疑を終わります。

これをもちまして、本特別委員会に付託を受けております議案第14号ないし議案第40号の令和8年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上27件に対する質疑は、全て終了いたしました。

したがって、これより本特別委員会としての結論の取りまとめに入る運びとなりますわけですが、結論の取りまとめと議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の案の作成につきましては、代表者会議で執り行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午後 3 時 00 分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

本特別委員会に付託を受けております各号議案 27 件につきましては、全ての質疑を終了し、その後、本特別委員会としての結論の取りまとめを行うため、各会派 1 名による代表者会議で意見の調整を図ってまいったわけであります。

代表者会議における取りまとめの経過につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いますので、この際、その説明は省略させていただき、結果のみについて御報告申し上げたいと思います。

すなわち、代表者会議における取りまとめの結果につきましては、議案第 15 号ないし議案第 21 号、議案第 24 号ないし議案第 29 号及び議案第 31 号ないし議案第 40 号の以上 23 件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定し、議案第 14 号、議案第 22 号、議案第 23 号及び議案第 30 号の以上 4 件につきましては、いずれも意見の一致を見るに至らなかったところであります。

これより、討論に入ります。

発言の申出がありますので、発言を許します。

○まじま委員 日本共産党は、議案第 14 号、令和 8 年度旭川市一般会計予算、議案第 22 号、令和 8 年度旭川市水道事業会計予算、議案第 23 号、令和 8 年度旭川市下水道事業会計予算、議案第 30 号、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定について、反対をいたします。

以下、簡潔にその理由を述べます。

私ども会派は、代表質問及び大綱質疑、さらには 2 つの分科会質疑で、賛否を判断する上で必要な質疑を行ってまいりました。

その結果、私たち会派や市民が求めていた学校給食費の無償化、学校リユース事業、介護認定に関わり遅延改善に向けた予算については評価したいと思います。

一方で、水道料金、下水道使用料の減免制度の見直しについて、年金が下がり、物価の高騰に苦しむ独居高齢者世帯については令和 7 年度から廃止しました。さらに、生活保護世帯について、令和 8 年度から水道料金、下水道使用料の減免制度を廃止することは容認できません。

市は、財政が厳しい中で行財政改革に取り組み、市の保有する公共施設は統廃合や集約化を検討しなければならない状況となっています。また、市民向けには、使用料、手数料の引上げ、ごみ袋の値上げも検討され、新年度からは寿バスカードの負担を 2 千円から 3 千円に引き上げる予算になっています。

寿バスカード交付時負担金の値上げについては、反対する署名やパブリックコメントの結果を受けて、一定期間、3 千円を継続するとのことですが、イラン情勢を受けた原油価格高騰が近いうちにバス料金に反映される可能性も出てきました。

何より、自治体財政は単年度予算です。

よって、寿バスカードの交付時負担金の値上げに反対いたします。

花咲新アリーナは、年間 4 億 3 千 8 0 0 万円の巨額の使用料が市民負担になり、事実上は公共施設に準ずる施設であり、市として厳しいチェックが必要となっています。

しかし、花咲新アリーナ計画は、市が自ら策定している人口推計も反映させておりません。利用者の需要も明確ではないため、使用料の積算根拠も不明確です。事業期間を65年に変更するときに、財政も含めた総合的な検討ありません。市の責任や主導的な関わりが曖昧なものとなっております。

したがって、花咲新アリーナについては、一旦立ち止まって、市民的な議論を尽くし、検討し直す必要があります。

永山取水施設の行政財産の目的外使用に関しては、市長が特別に認めた場合に減免することができるという規定を基に、新年度の日本製紙分とJR北海道2社分合計で使用料7千44万4千200円全額を免除するとしています。

市民要望、住民サービス増進のための自主財源確保に努める必要がある中で、多額の使用料を全額免除するという行為は、負担の公平性からも適切なものとは言えません。

以上の理由から、日本共産党は、議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算、議案第22号、令和8年度旭川市水道事業会計予算、議案第23号、令和8年度旭川市下水道事業会計予算、議案第30号、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定について、反対をいたします。

○高橋ひでとし委員長 以上で、発言の申出による討論は終了いたしました。

他に御発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 他に御発言がなければ、討論終結と認め、これより採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、議案第14号、議案第22号、議案第23号及び議案第30号の令和8年度旭川市一般会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算、高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定の以上4件について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○高橋ひでとし委員長 起立多数であります。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号ないし議案第21号、議案第24号ないし議案第29号及び議案第31号ないし議案第40号の以上23件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの委員会の決定に基づき、議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の作成に取り組む

運びとなるわけではありますが、あらかじめ、その文案を作成しております。

議長宛て審査報告書の文案につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いますので、この際、配付につきましては省略させていただき、委員長口頭報告のみ、議会事務局から朗読いたします。

○林上議会事務局次長 予算等審査特別委員会委員長口頭報告案を朗読いたします。

本特別委員会に付託を受けておりました議案第14号ないし議案第40号の令和8年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上27件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過であります。本特別委員会は、3月6日に開会し、総務経済建設、民生子育て文教の2分科会を設置して付託議案を両分科会で分担し、3月6日から19日までの間、それぞれの分科会を8回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、分担議案に対する質疑のみを行い、3月19日に、両分科会委員長から、それぞれ質疑を終了した旨の、またあわせて、総括質疑の申出があった旨の報告を受けたところであります。

その後、3月24日に総括質疑を行い、付託議案に対する全ての質疑を終了したことから、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいった次第であります。

両分科会の審査過程及び総括質疑における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、議案第14号、議案第22号、議案第23号及び議案第30号の令和8年度旭川市一般会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算、高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定の以上4件につきましては、日本共産党のまじま委員から反対である旨の討論があった後、採決に入り、起立採決の結果、起立多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定し、議案第15号ないし議案第21号、議案第24号ないし議案第29号及び議案第31号ないし議案第40号の以上23件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、議長宛て審査報告書と、ただいま議会事務局次長が朗読いたしました委員長口頭報告につきましては、そのとおり報告することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、本特別委員会の議事は、全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、本特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時11分